

## 漁業法に基づく資源管理について

〔 令和2年12月14日  
水産課 〕

### 1 要旨

改正漁業法(令和2年12月1日施行)に基づき国が策定する資源管理基本方針(国方針)に即して、本県においても特定水産資源の資源管理を実施するため、「広島県資源管理方針」を定めるとともに、「広島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則」を制定した。

### 2 県の方針及び規則の概要

#### (1) 広島県資源管理方針(県方針)

国方針において漁獲可能量による管理を行うべき魚種とされた「特定水産資源」のうち、本県に漁獲量が割当てられた魚種(管理対象魚種)について、漁業種類、漁獲可能期間及び漁獲量報告期限その他管理手法を定めた。

#### (2) 広島県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則(県規則)

県方針で定めた管理対象魚種の漁獲量について、漁業者が県へ提出する漁獲量報告の方法及び記載事項について規定した。

### 3 経緯

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(TAC法※)の内容が、管理措置を強化する形で改正漁業法に統合された。国が定める特定水産資源を採捕する漁業を県が特定して、漁業者に毎月の漁獲量の報告を求め、特定水産資源ごとに県内の総漁獲量を管理する必要がある。

TAC法においても毎月の漁獲量報告が義務付けられていたが、国の制度運用で、従来は対象魚種の県内漁獲量が100トン未満であれば報告の対象とされていなかったところ、改正漁業法の下では、1トン以上であれば報告対象とされるとともに、報告を義務付ける漁業種類も拡大することとされた。

※ 魚種ごとに漁獲可能量(TAC)等の上限を設定して資源管理を実施する制度

### 4 広島県における管理・報告対象となる魚種と漁業種類

類別	管理対象魚種 (特定水産資源)	管理対象漁業種類		管理開始時期
		現行(県規則※)	改正後(県方針)	
TAC (漁獲量)	まあじ まいわし	小型まき網漁業	<u>対象魚種を獲る</u> <u>全漁業種類</u>	令和3年1月1日～
	まさば ごまさば		<u>※許可漁業以外も含む</u>	令和3年7月1日～
	くろまぐろ	対象魚種を獲る 全漁業種類	同左	令和3年4月1日～
TAE (漁獲努力量)	さわら	さわら流し刺し網 漁業	(現時点未定)	

※ 管理対象魚種は、将来的に拡大される見込み

※ 県規則＝(現)海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則

→(新)広島県特定水産資源の資源量等の報告に関する規則

※ 無報告、虚偽報告は罰則あり(6月以下の懲役または30万円以下の罰金)

## 5 まあじ・まいわしの広島県漁獲可能量と管理手法について

### (1) 漁獲可能量

本県への漁獲割当量は、国方針で2種ともに「現行水準」※とされた。ただし、具体的な数値が示されていないため、当該魚種について漁獲量の監視は行うものの、採捕を停止させる権限はない。

※ 本県の過去3か年（H29～R1）の平均漁獲量が、国内総漁獲量の8割以内に含まれておらず、かつ1トン以上100トン未満であることから、「現行水準」とされた。

### (2) 管理手法（管理の指標）

漁獲割当量が「現行水準」と明記されていない場合は、何らかの漁獲抑制手法を定める必要があるため、県内の漁船登録隻数を6,927隻（過去5年間の最大登録隻数）以下に留めることとした。